

進行協議経過表

奈良地方裁判所民事部

期 日		出頭した当事者等	手続の要領等	
裁判官印	書記官印		次回指定期日	
令和7年3月11日 午後10時00分(ウェブ会議及び電話会議)		原告代理人 佐藤真理、同清家康男、同毛利崇、同諸富健、同愛須勝也、同八木和也 原告代理人 佐藤博文(同代理人事務所) 被告奈良市代理人 小野夏海、同若林直樹 被告奈良市及び国指定代理人 西脇伸幸、同酒井悠至、同前田真一 被告国代理人 馬場拓磨、同川添裕之(被告ら7名につき、大阪法務局) 被告奈良市及び国指定代理人 岸野友子(奈良地方法務局) (通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)	別紙のとおり	
 			<input type="checkbox"/> 続行 <input type="checkbox"/> 延期 <input checked="" type="checkbox"/> 打切 令和 年 月 日 午後 時 分(ウェブ会議)	
令和 年 月 日 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 前回のとおり	<input type="checkbox"/> 続行 <input type="checkbox"/> 延期 <input type="checkbox"/> 打切 令和 年 月 日 午前・後 時 分	
令和 年 月 日 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 前回のとおり	<input type="checkbox"/> 続行 <input type="checkbox"/> 延期 <input type="checkbox"/> 打切 令和 年 月 日 午前・後 時 分	
令和 年 月 日 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 前回のとおり	<input type="checkbox"/> 続行 <input type="checkbox"/> 延期 <input type="checkbox"/> 打切 令和 年 月 日 午前・後 時 分	
指 定 期 日	<input type="checkbox"/> 口頭弁論 <input type="checkbox"/> 準備的口頭弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備手続 <input type="checkbox"/>		裁判官印	
	令和 年 月 日 午前・後 時 分 上記指定期日につき、即日、当事者双方(代理人)に次の方法にて告知済 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> ウェブ会議 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ 裁判所書記官			

※該当事項の□にレ点又は■を付す。

原告

令和7年5月31日までに、以下の点を記載した準備書面を提出する。

- ①被告国による原告の個人4情報の保有・利用が違法であることの主張
 - ②委任命令の違法性に関する整理
 - ③被告国第3準備書面及び被告奈良市第3準備書面に対する反論
- 学者の意見書を提出する予定であるが、その時期は未定である。

被告国及び奈良市

原告提出予定の準備書面に対し、反論する予定である。

以上

裁判長認印



第4回口頭弁論調書

事件の表示
期日
場所及び公開の有無等

令和6年(ワ)第134号
令和7年3月18日午後2時30分
奈良地方裁判所民事部法廷で公開

裁判長裁判官
裁判官
裁判官
裁判所書記官
出頭した当事者等

和田 健
太田 雅之
石丸 貴大
今井 厚志

原告代理人 佐藤真理
原告代理人 清家康男
原告代理人 大河原壽貴
原告代理人 諸富健
原告代理人 愛須勝也
原告代理人 毛利崇
原告代理人 八木和也
原告代理人 小野寺義象
原告代理人 中谷雄二
被告奈良市代理人 若林直樹
被告奈良市代理人 小野夏海
被告奈良市及び国指定代理人 西脇伸幸
被告奈良市及び国指定代理人 酒井悠至

被告奈良市及び国指定代理人 岸野友子

被告奈良市及び国指定代理人 前田真一

被告奈良市及び国指定代理人 佐竹信哉

被告国指定代理人 馬場拓磨

被告国指定代理人 川添裕之

指 定 期 日 令和7年6月10日午後2時30分

弁 論 の 要 領 等

原告

1 第6準備書面陳述

2 別紙の第6準備書面要旨（弁論要旨）のとおり意見陳述

被告奈良市指定代理人酒井悠至

第3準備書面陳述

被告国指定代理人酒井悠至

第3準備書面陳述

原告

1 令和7年5月30日までに、下記事項を記載した準備書面を提出する。

(1) 被告国が原告の個人4情報を保有・利用した点も違法性を有する旨の主張

(2) 被告奈良市の第3準備書面及び被告国の第3準備書面に対する反論

(3) 委任命令の違法性の主張の整理

2 下記書面の提出を検討する。

(1) 学者の意見書

(2) 憲法9条論の主張の補充書面

裁判長

1 本件進行協議を受命裁判官に行わせる。

2 本件進行協議を行う受命裁判官として、裁判官和田健及び同石丸貴大を指定する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

今井厚志



本件進行協議期日を、令和7年5月21日午後4時00分と指定する。

令和7年3月18日

奈良地方裁判所民事部

受命裁判官 和田



受命裁判官 石丸 貴



即日当事者各代理人に口頭で通知済み

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第6準備書面(弁論要旨)

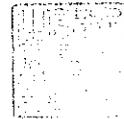
—「募集事務」の規範内容と住基4情報との関係—

2025年3月18日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 諸 富 健



第1 本書面の目的

2021年2月5日付け防衛省・総務省課長通知では、自衛隊法97条1項、同施行令120条の解釈適用について、個人4情報の写しの閲覧に加え、資料として提供を求めることも「住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」としています。

しかし、この課長通知は、平成18年改正後の住基法第11条1項の下でも閲覧が当然に認められるかのようにしている点、及び募集に関する「資料の提出」として名簿で提供することまで「技術的助言」の名で許容している点で、二重の誤りがあります。

第2 自衛隊法(下位規範を含む)の「募集に関する事務」「募集に関し必要な報告又は資料の提出」の規範内容について

- 1 自衛隊法、同施行令、同施行規則、募集業務の定義を定めている「2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令」にある募集事務の規定に、住民の個人情報を提供して自衛官等の獲得という求人活動に協力する内容は含まれていません。

被告国は「募集に当たっては、募集対象者となり得るかどうかの調査が不可欠であるから、個人情報の取得に関する事務も募集に関する事務に含まれる」と主張していますが、これは明らかに文理に反する拡大解釈です。

そもそも、自衛隊法97条1項や同施行令114条ないし119条は都道府県知事や市町村長が行う自衛官及び自衛官候補生の募集事務についての規定で、国が行う募集事務とは関係ありません。施行令120条の規定だけで、自衛隊法97条1項には定めのない国の募集事務のために住民の個人情報を提供できると解するなど、ありえない文理解釈です。

- 2 「募集事務」に関する規定と解釈は、現在まで変わっていません。

今回、宮城県公式ウェブサイトを書証で提出しましたが、「宮城県自衛官募集事務推進要項」では、「募集事務」の項目を具体的に列記しています。この中には、「募集対象者となり得るかどうかの調査」のために住民の個人情報を予め提供して自衛隊の求人活動に協力するという内容の「事務」は存在しません。

第3 自衛隊の求人活動はどのように行なわれてきたか

- 1 自衛隊は、職業安定法の適用が除外されていますが、求人について自衛隊だけ特別な権限が与えられているわけではありません。

このような中で、自衛隊は独自に、1966年に「組織募集推進要領」

を策定して、「安定した入隊者の確保と募集基盤の育成」を図っています。1978年には「募集相談員の設置について」という通達を出して、市区町村長の協力の下に、求人活動を抜本的に強化しています。

募集相談員は、自衛隊以外の個人で、地方協力本部長と市区町村長の連名で委嘱され、公立中学校の学区ごとに1人の割合で選定するとされています。全国で1万120人が委嘱され、奈良県は90人です。

- 2 被告国は、名簿提供の必要性について、「住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集の一部を行なわせることによって、よりの確な住民情報等に基づき効率的に募集事務を行なう点にある」と主張します。

しかし、同年齢の住民全員の住基4情報の取得が、それだけで「住民に関する情報に通じている」とか「的確な住民情報」ということになるわけではありません。むしろ、募集相談員や自衛隊（防衛）協力会などの協力組織を通じた情報提供こそ、「情報に通じている」とか「的確な住民情報」となるのです。こうして収集された対象者情報と住基情報が照合されるというのが、実際の活動実態なのです。

第4 自衛隊の「募集事務」と住基4情報との関係について

- 1 1967年に制定された(旧)住民基本台帳法第11条1項は、「何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる」と定めていました。

従って、自衛隊も住民の個人4情報を閲覧することができ、自衛隊法上の根拠法令が問題になることもありませんでした。

- 2 その後、2005年4月に個人情報の保護に関する法律が施行され、2006年11月に住基法が抜本改正されました。住基法の個人情報は、原則非公開へと180度転換され、「法令で定める事務の遂行の

ために必要である場合」以外は閲覧が許されなくなりました。

しかし、自衛隊による閲覧は、法的根拠が明確でないままその後も事実上続けられ、自衛隊の要請に応じて名簿を提供する自治体も出てきました。このような既成事実のうえに、2020年12月18日の閣議決定、2021年2月5日の課長通知がなされたのです。

これは、旧住基法第11条1項という閲覧を認めた根拠規定が無くなったため、「法令で定める事務の遂行」に該当する新たな法令解釈を探し出したといえます。

第5 個人情報入手の法的根拠の説明について

1 本件の奈良地方協力本部の場合

奈良地方協力本部が、県内の18歳住民に郵送した葉書は、名宛人の個人情報を入手した法的根拠について、自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づく提出依頼と、住基法11条1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧とを「又は」で結んでいます。

奈良県内は、判明しているところでは、名簿提供が13市町、閲覧が15市町村です。地方協力本部は都道府県単位で活動する組織ですが、葉書の説明は、閲覧15市町村の住民に対しては住基法11条1項で閲覧が許される法令の摘示がなく、名簿提供した13市町に対しては住基情報が提供された住基法上の根拠の摘示がありません。

2 島根地方協力本部の場合

島根地方協力本部が、2024年7月頃、自衛官の募集と採用試験日程の告知を行なう葉書を郵送しましたが、名宛人の個人情報を入手した法的根拠について、「自衛隊法第29条1項及び第35条規定に基づく自衛官募集業務のために」住民基本台帳法第11条1項の規定に基づき、閲覧を通じて入手していると説明しています。

しかし、この説明は、奈良県と同様不適切です。加えて、仮に自衛隊法第29条1項を挙げるにしても、なぜ第35条を根拠規定としてあげるのか、全く不明です。

3 陸自高等工科学校生の募集の場合について

- (1) 東京地方協力本部福生協力事務所は、2023年7月頃、中学3年生を対象にした陸上自衛隊高等工科学校募集の葉書を、閲覧で入手した住基情報に基づいて郵送しましたが、島根地方協力本部と同じ説明をしています。

しかし、陸上自衛隊高等工科学校生は「生徒」であって「自衛官及び自衛官候補生」ではありません。18歳未満の戦闘参加を禁じた「子どもの権利条約」の追加議定書の発効に伴い、中学卒業後に入る陸自高等工科学校の生徒の身分が、2008年度までは戦闘員の「自衛官」だったのを、2009年度から特別職国家公務員の「生徒」と変更されており、「自衛官及び自衛官候補生」の募集対象にならないことは明白です。

- (2) 茨城地方協力本部は、同本部長が、2024年6月28日、日立市長宛に「陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（依頼）」という文書を交付し、その中で「自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官又は学生等の募集事務の一部を行うこととされています」として、紙媒体又は電子媒体での名簿提供を求めています。

これについて、日立市は違法な名簿提供であることを認め、陸上自衛隊幕僚監部も、「不適切な住民基本台帳記載情報の提供依頼」をしたことを認めて謝罪しました。

しかし、その「不適切」を認めた内容は、閲覧のみによるべきで名

簿提供を求めたことというものです。東京地方協力本部と違って第9条1項を根拠にしていることや、「生徒」を自衛官及び自衛官候補生として募集できるのかについては、固く口を噤んでいます。

4 まとめ

以上述べたとおり、地方協力本部の説明は、課長通知や幕僚監部との間で、あるいは地方協力本部の間で、説明の食い違いが顕著です。それに伴って、閲覧や名簿提供の各自治体の対応や説明も区々です。これは、国の主張と実際の解釈適用がバラバラであることを示すもので、本件における被告国の主張の正当性、信頼性に疑問を抱かせるものです。

被告国には、自衛隊法施行以来の「募集事務」の規範内容と住基法との関係、特に平成18年改正を前後した解釈適用の違いを説明するとともに、前述した全国各地の地方協力本部の説明の不整合、矛盾について説明されることを求めます。

以上